

青森県 令和7年度介護サービス情報公表制度

よくある質問（財務諸表等の報告について）

当課に寄せられた財務諸表等の報告に関するお問い合わせ内容を Q&A にまとめました。ご不明な点が Q&A で解決できる場合がありますので、お問い合わせの前にご参照ください。

Q 1 財務諸表等の報告は、必ず行わなければならないのか。

A 1 以下の「財務諸表等の報告対象外の事業所」以外は、事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）の報告が必須です。

<情報公表の対象事業所のうち財務諸表等の報告が対象外となる事業所>

- ・令和7年度中（令和7年1月1日～12月31日）に新規開設した事業所
- ・休止中だったが令和7年度中に再開した事業所

介護保険法第115条の35、介護保険法施行規則第140条の45

令和7年6月30日付け厚生労働省通知（「介護サービス情報の公表」制度の施行について）の一部改正について（通知）

Q 2 財務諸表のアップロードをしないで入力を終了したところで提出可能な状態となっているが、このまま提出してもよいのか。

A 2 システムの仕様上、アップロードをしなくても提出できるようになっていますが、財務諸表等の報告対象となっている事業所が財務諸表等のアップロード又は財務諸表等の内容が確認できるウェブページのURLの記載を行う必要があります。介護保険法施行規則上、報告が義務付けられています。

Q 3 介護サービス事業者経営情報データベースシステムにより経営情報を報告しているので、介護サービス情報の公表システムで報告しなくてもよいのか。

A 3 「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」と「介護サービス情報の公表システム」は別制度となりますので、財務諸表等の報告対象となっている事業所は、両システムにおいて報告が必要です。

Q 4 法人で3つの事業所を運営していたが、そのうち1つの事業所が令和7年11月に廃止した場合、2つの事業所が存続しているので廃止した事業所分も報告が必要なのか。

A 4 介護サービス情報公表制度においては、廃止した事業所の報告は不要です。(存続している事業所のみ報告が必須となっています。)

なお、介護サービス情報公表制度とは別の制度である「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」においては、法人が廃業した場合を除き、令和7年度内に廃止した事業所も報告が必要となっておりますのでご留意ください。

Q 5 会計基準上、財務三表のうち作成が求められていない書類があるが、新しく作成して報告する必要があるのか。

A 5 報告いただいた書類が「資産、負債及び収支の内容」がわかるものになっていれば、3つの書類のうち欠けている書類があっても問題ありません。(3つ全てをアップロードしなければならないということではありません。)

Q 6 介護サービス事業所・施設単位で報告を行うこととなっているが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合、法人単位で報告を行ってもよいのか。

A 6 事業所・施設単位で会計処理を行っていない等やむを得ない場合については、法人単位で報告することも可能です。

Q 7 法人単位で会計処理を行っているため、介護サービス以外の事業分も含まれているが、介護サービス事業以外は公表したくない場合どうすればよいのか。

A 7 「資産、負債及び収支の内容」が分かる簡易な計算書類を新たに作成し、報告いただく形でも問題ありません。

Q 8 財務諸表の種類によって、事業所・施設単位で作成している書類と法人単位でのみ作成している書類があるが、報告する際に単位をそろえる必要はあるのか。

A 8 書類の件名に「(法人)」を追記するなど、その書類が事業所・施設単位のどちらに該当するか分かるようにしていただければ、そのまま報告いただいて問題ありません。

Q 9 財務諸表はいつ時点のものをアップロードするのか。

A 9 直近の事業年度を終えた時点で作成したものをアップロードいただきますが、事業年度の関係上、現在、最新の財務諸表を作成中である場合は、作成済の財務諸表のうち最新のものをアップロードしてください。

例えば、事業年度が 10 月末締めで現在財務諸表を作成中である場合は、令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日の分をアップロードしてください。

Q 1 0 報告期限を過ぎてもよいのか。

A 1 0 **締切厳守**をお願いいたします。

この Q&A で解決しないご不明点がございましたら、可能な限り別紙質問票により FAX (017-734-8090) 又はメール (kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp) にてお問い合わせください。